

秋田県立能代西高等学校 いじめ防止基本方針

平成28年4月1日

秋田県立能代西高等学校では、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「秋田県いじめ防止等のための基本方針」の策定に伴い、生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう、「秋田県立能代西高等学校いじめ防止基本方針」を作成し、全ての教職員で組織的にいじめ問題に取り組む。

1 いじめの定義

いじめとは、本校の生徒に対して、本校に在籍する生徒や、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含める）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめは、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうる」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめは人権を侵害する不当な行為であり、絶対に許さないという学校環境をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、親身の指導を行う。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした態度で臨み粘り強く指導する。
- (4) 保護者の理解や協力を求めるとともに信頼関係づくりを行う。
- (5) 地域や関係機関との連携協力を行う。

3 いじめ防止の具体的な取組

- (1) 生徒が安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加して活躍できる学校づくりを進め、総合学科の特色である系列での活動等を最大限に生かし、全ての生徒が活躍する場面を設定して自己有用感を高め、いじめが起きないように未然防止に努める。
- (2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成など生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、お互いに関わりあいながら絆づくりを進め、心の通い合う人間関係の構築に努める。
- (3) 障害（発達障害を含む）をもつ生徒についての理解を深め、思いやりの心や互いの人格を尊重し合う態度の育成に努める。

4 いじめの早期発見

- (1) 連続的な欠席が見られた場合、電話連絡や家庭訪問等を行い、欠席理由をできるかぎり早期段階から確実に把握するよう努める。
- (2) 相談しやすい具体的な窓口（教頭、担任、養護教諭、スクール・カウンセラー等）を設けるとともに、生徒の実態を把握するための調査等を行い、早期発見に努める。
- (3) 面接週間を設け、話しやすい環境をつくることで、教職員と生徒の信頼関係の構築に努める。

5 いじめへの対処

- (1) 生徒や保護者等から「いじめ相談」があった場合は、一部の職員だけで対応することなく、速やかに管理職に報告する。同時に、校長は、いじめの事実確認を待つことなく、速やかに教育委員会に第一報を電話、文書で報告する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に事実確認を行い、適切に対応する。
- (3) いじめの事実が確認できた場合、いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通すという思いで寄り添い、保護者と連携して支援する。
- (4) いじめを行った生徒に対しては、いじめが人として絶対に許されない行為であることを理解させ、謝罪させる。
- (5) 必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を得るなど、外部機関等の協力を得ながら生徒の支援や指導をするとともに、双方の保護者に対しても継続的に適切な支援や助言をする。

6 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

管理職、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの早期発見
- ④ いじめへの対処
- ⑤ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑥ 家庭や地域、関係機関等との連携

7 重大事態への対応

- (1) 本校では、いじめられた生徒が自殺を図った場合や精神性の疾患を発症した場合、体に大きな障害を負った場合、不登校の原因や背景となった場合等を重大事態ととらえる。
- (2) 重大事態が発生したと認められる場合は、速やかに県教育委員会に報告する。県教育委員会から指示があった場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に調査委員会を設置し、全校生徒及び保護者に対して聞き取り調査やアンケート調査等を行って事実関係を把握する。その際、関係する生徒の人権や個人情報に十分配慮する。
- (3) 必要に応じて、学識経験者やスクールカウンセラー等の専門的知識を有する第三者を調査委員に加える。
- (4) いじめられた生徒及び保護者に対しては、個人情報の保護を配慮しながら誠実に情報を提供し、学校としての説明責任を果たす。
- (5) 調査結果がまとまった段階で県教育委員会に報告する。また、明らかとなった事実関係は、関係する生徒や保護者の支援や指導等に活かすとともに、原因や経過を分析し、二度と同じような事態が発生しないよう、本校における指導の改善に活用する。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【組織図】

